

資本金会計制度の変遷

若杉 明

1. はじめに

貸借対照表や損益計算書など財務諸表における会計情報の開示は、たんなる財務的項目の羅列ではない。その背後には企業をめぐる環境条件を前提とした、社会的要請や会計理論が存在する。そして環境条件の変化を反映して、財務諸表に掲記される内容や形式も変わってゆくのが歴史の事実である。貸借対照表についてみれば、資産の部、負債の部および資本ないし純資産の部の記載内容は、これまでに行なわれた法律や会計基準の改訂のたびに更新されている。たびかさなる改訂にさいして、資産の部および負債の部の記載事項も更新されてきたが、資本または純資産の部の形式とその実質の変わり方はこれらに比べると、はるかに著しいのが特徴的である。

制度会計において、資本または純資産の部のあり方は、主として商法または会社法の規定によって定まる傾向がある。資本または純資産の部は、資本と利益の区別の要請、株主と債権者との利害関係の調整、企業利益の分配関係、資本と利益に関する種々の情報要求等々によって、その内容や表示のあり方が著しく変わらざるをえない

必然性をもっている。これら資本に関する諸概念、資本金、準備金、剰余金等のあり方、企業組織再編などの資本制度とその会計処理、開示の方法など会計制度をめぐる諸問題を扱う領域を総称して、本稿では資本金会計制度と名づける。資本または純資産の部の変遷は、これら資本会計制度の発展を表す指標であるとみることができる。このように資本金会計制度に係る諸問題は、これまでの数度にわたる法律の改正によって徐々に変わってきたが、それはその時々々の社会環境に呼応したものであった。すなわち前者のあり方は、後者によって規定されると認められるのである。

商法会計において、長い間資本に関する貸借対照表上の開示は資本の部において行われてきた。その間に、たびかさなる改正をへて、資本の部に掲記される資本金、剰余金等の記載内容は徐々に変化を繰り返してきた。そして商法から会社法への移行にともなって、さらなる変更が加えられた。これまでに国際会計基準へのハーモナイゼーションおよびコンヴァージェンスによって、すでにわが国の金融商品取引法会計は相当部分が国際化されてきたが、国際会計基準の全面的適用が決定されるならば、資

本会計制度ないし資本または純資産の部の構成はさらに変化して行くものと思われる。

本稿は、戦後から現在に至るまでにたどってきたわが国会計制度の発展を日本の独自の企業文化の一端ととらえて、これを体系化しておきたいという願いの下に取りまとめられたものである。このような意図の下に、筆者はすでに『LEC 会計大学院紀要』において、「社会環境の変化と企業のアカウントビリティー」、「企業会計制度の変遷」、「引当金会計の現代的意義」、「繰延資産会計の変遷」などを公表してきた。本稿は、これらと並んで、終戦時から現在にいたるまでに、しばしば改正が繰り返されてきた資本会計制度の歩みを、これを促す社会的環境要因に係らせて考察することを課題としている。

そこでまず資本会計制度と密接な係わりをもつ、第 2 次大戦の終結以来今日にいたるまでの、わが国の経済社会の主要な流れを概観する。次いでこれに係らせて、戦後から今日にいたるまでの、資本会計制度の大きな流れについて考察する。このようにして資本会計制度が戦後 60 余年の間にたどった歩みの特質を、これと密接なかかわりをもつわが国の経済社会の発展に結びつけてとらえることにしたい。本稿では、考察の対象が、法律論ではなく、資本会計制度の発展を経済社会的環境との関連においてとらえるところにあるため、関連する条項の表示は行わないこととした。

2. 戦後におけるわが国経済社会の推移

戦後 60 余年にわたる日本経済の流れを把握することは、これと密接なかかわりをもつ資本会計制度の推移を考察する上で、きわめて重要である。第 2 次大戦の敗戦によって、日本経済は壊滅的な打撃を受けた。占領軍総司令部 (GHQ) は、敗戦を契機に、軍国主義独裁国家であった日本の諸制度を、民主主義化を目標に根底から改める占領政策をとった。たとえば財閥解体、すなわち戦前の財閥による資本集中の排除をはじめ、自由競争を促進する経済民主化政策を徹底的に推し進めた。軍需産業から民需産業への転換、財閥解体のための独占禁止法の制定、労働組合の設立、戦時体制下で要職にあった人達の公職追放等々である。

さらに戦後の混乱を収束するにあたり、1948 年 12 月のドッジ・ラインによる経済安定 9 原則の勧告、シャープ税制勧告による地方財源の充実、緊縮財政の実施、公務員や公企業における人員整理、1 ドル=360 円という固定相場制の設定、ハイパー・インフレ収束のための預金封鎖や新円切替え、土地所有の民主化を意図した農地改革、すなわちこれまでの地主・小作農制から、小作農を解放し、自営農を育成することによる土地所有と農業経営の民主化等が次々と実施された。

庶民とその生活についてみると、戦災でいためつけられ、戦場で多くの犠牲を払われた国民は、戦争末期から終戦直後にいたる期間、主要物資の配給制や物価統制に対し、自らを守るため、闇市場経済に頼らざるをえず、いわゆる竹の子生活を強いら

れた。

戦争により壊滅的打撃をこうむった経済を復興させることは、わが国の再生発展のために、民主化と並んで、優先されるべき重要な課題であった。そのためには企業にとって不可欠な資金の調達確保がはからなければならない。それは外資の導入を意味する。外資の導入をはかるにあたっては、前述のように、独裁的、軍国主義国家を支えてきた社会の諸制度を根本的に改革し、民主国家としての再出発を果たすことが大前提であった。第2次世界大戦終了当時、大戦に関与した先進諸国は、ほとんどが経済的に疲弊しており、唯一アメリカだけが余力をもっていた。したがって外資の導入先はアメリカに限られていたといっよい。そこで日本のこれまでの諸制度を、占領政策の実権をにぎっていたアメリカのそれに同調させることが、自然の成り行きであった。それは世界でもっとも発展した民主国家を範として、国作りを進めるという大義に合致することでもあった。

その後1950年に朝鮮戦争が勃発し、日本を前線基地として朝鮮特需が生じ、これを契機に日本経済は回復し、その後の経済成長の基盤が築かれた。1956年から1973年ころまでの期間を高度経済成長期と称する。この時期には、製造業を中心として高度成長を実現し、日本経済は著しく拡大し、好景気を享受した。すなわち朝鮮戦争にともなう特需に続いて、輸出で獲得した外貨を設備投資につぎ込むことにより、生産を拡大し、これによってインフラが整備されることになり、また好景気による労働賃金の上昇、それにとともなう購買力の増大がさらに好況を加速させた。1964年には、東海道

新幹線が開通し、また東京オリンピックが開催されることによる特需で、日本経済は好景気にめぐまれた。

だが東京オリンピック特需が消滅すると、これが金融引締めとあいまって、経済は急速に縮小し、1965年には証券不況が起き、この不況が拡大するのを抑えるために、戦後初めて日銀特融が山一証券に適用された。そしてこの不況を乗切するために、日銀引き受けによる建設国債の発行が、戦後初めて行われた。

これ以後経済成長が続き、1960年に、10年間で国民の所得を2倍にするという所得倍增計画が発表され、これが7年間で達成された。1968年には、国内総生産(GDP)が世界第2位となった。1965年から1970年にかけて好景気が続き、戦後最長記録となった。

1970年には、大阪万博による特需で好景気であったが、1971年8月15日にアメリカ大統領ニクソンがドル紙幣と金との兌換停止を宣言した。これをニクソン・ショックという。同年12月には、スミソニアン協定が結ばれ、1ドル=308円の固定相場に変更された。だがこの協定によるスミソニアン体制とよばれる仕組みは間もなく変更され、わが国は1973年2月以降固定相場制から変動相場制に移行することとなった。この為替レートの変更と変動相場制への移行は輸出産業に大きな衝撃を与え、高度成長に対する障害となった。

わが国の産業構造は、戦後間もなくは、農業を機軸に繊維産業などいわゆる軽工業を中心とするものであったが、次第に鉄鋼、造船、化学など重工業に重心を移していった。その間景気の好不況の小波はあったが、

趨勢としては、経済成長が続いていった。経済成長は雇用の拡大をもたらし、失業率は3%を割り、ほぼ完全雇用に近い状況が実現した。その結果個人所得が増大して、耐久消費財の需要が増加し、自家用車の普及をみ、名神高速道路の開通とあいまって、モータリゼーションが始まった。

1973年10月に、第4次中東戦争の勃発による中東産油国の原油輸出制限により、原油価格が大幅に高騰し、それによって物価の異常な上昇をみた。政府はこれに対して総需要抑制政策をとったところから、1974年には、実質経済成長率がマイナス1.2%となり、高度経済成長はここに終わりをつけた。これ以後安定成長期に入り、1975年には、税収不足を補うために赤字国債が発行され、以後財政赤字が恒常化することとなった。

1970年代から後、わが国の主要な輸出品は自動車やハイテク製品が中心となり、1970年代後半以降、経常黒字が徐々に増加し、1980年代に入ると、日本企業の発展が著しく、世界中から注目されるようになった。しかしながら自動車やハイテク製品の輸出の著しい増加は、アメリカとの間で貿易摩擦を惹き起こし、これを解消するために、日本国内需要の拡大を推し進めることが課題となった。

1985年には、プラザ合意によって円高ドル安の方向に誘導されたため、対ドル円高が急激に進み、これを緩和するために、日銀は金融緩和策を講じた。このような状況の中で、1980年代後半から内需主導で、低金利政策をとりつつ景気拡大策をはかった結果、過剰流動性が生じ、バブル経済へと突き進むこととなった。わが国の企業が海

外に投資を行い、積極的に海外進出をはかり始めたのはこの時期である。さらに三公社、すなわち国鉄、電電公社および専売公社の民営化が進められたのもこのころであった。私的企業においても環境の変化に適応して、たとえば株式交換や株式移転による親子会社関係の形成を通じた企業の集団化にみられるように、柔軟に企業組織を再編成する必要性が高まっていった。また1989年には消費税が導入されている。

1991年には、バブル経済が崩壊し、株価や地価など資産価格が急激に下落した。これは過熱化した経済の抑制をはかるために、日銀が金融引き締めを意図して、公定歩合をひき上げ続けたこと、国内政治体制の混乱が続いたことなどに起因し、バブル後の不良債権処理が円滑に進まなかったこと、リストラと呼ばれた企業の人員整理が広く行われたことなどの形をとって、バブル経済は崩壊した。

金融機関についてみると、BIS規制対策、不良債権処理が緊急の課題となり、融資の引き上げが相次いで行われた。そのために中小企業のみならず、大企業の倒産が頻発して、経済停滞から抜け出ることが困難となった。これらの問題に1997年のアジア通貨危機が重なって、金融危機に陥った。その結果大金融機関の倒産が続き、その対策として、大手金融機関の合併や統合が相次いで行われた。

1990年代後半にはいると、デフレが発生し、その克服が重要課題となった。バブル崩壊後の日本経済は、リストラが叫ばれ、その中心になるものとして従業員の解雇整理が盛んに行われ、日本的経営慣行（終身雇用および年功序列）が衰退してゆくこと

となった。

企業の資金調達面についてみると、借金経営がみなおされ、企業の資金調達は間接金融から直接金融へと移っていった。これまで株主総会における株主の行動は、活発で積極的というにはほど遠かった。企業株主は、株式の持合が盛んであった関係からか、株主総会において高い配当率を要求するなど、株主としてきびしい意見を表明したり、権利を主張するというような行動をとることはなかった。また個人株主はそのほとんどが総会に出席することもなく、沈黙をまもるという行動に終始していた。その結果、会社の基本的経営意思決定の場であるはずの株主総会における株主の消極的な行動をよいことに、代表取締役会長、社長、専務取締役、常務取締役といった首脳部が会社の実権をにぎり、企業内のガバナンスは商法の立法精神とはほど遠いところで進められていた。企業の資金調達の主力が直接金融に変わっていったところからか、国内はもとより海外の投資ファンドの活動が活発となり、株主総会における意見表明や配当に対する要求が強まっていった。投資ファンドに代表される内外の株主は、株主総会に出席して、社内に蓄積されてきた準備金や剰余金の配当を強く要求するようになったのである。

このころ消費や公共事業の停滞から、外需への依存が高まった。1990年代には、円高不況から製造業の海外移転が相次ぎ、産業の空洞化が加速された。

2000年代に入ると、BRICs 諸国が台頭し、日本の貿易相手国の第一はアメリカから中国に移った。BRICs 諸国の経済発展に引っ張られる形で、外需が伸び、規制緩和や金

融緩和による経済の活性化、IT 化の結果、企業経営の効率化や IT 関連産業に代表される新興産業の隆盛、公的資金の注入による金融機関の経営健全化などによって不良債権処理が進み、民間企業の過剰な設備、雇用および債務が解消されていった。このようにして失われた 10 年の間に生じた諸問題は解決をみた。

こうした状況のもとで、前述の日本的経営とよばれる労使関係はさらに変容し、雇用の流動化が進んでいった。ここに雇用の流動化とは、定年を迎える前の希望退職、契約社員、派遣社員、パート・タイム・ワーカーなどの形をとる従業員の非正規雇用化を意味している。さらに国内消費が伸びなやみ、公共事業が減少するにつれて、企業の海外進出の動きがますます活発化していった。

2002 年ころより、円安により輸出企業が活気を取り戻し、外資による設備投資が活発に行われ、また日銀の量的緩和政策が実施されて、中小企業の倒産が減少するとともに、下請け企業などでも売上げの著しく上昇するものが目立った。このような企業業績の活況などから、製造業では労働力不足が生じ、好景気が続いた。この期間は 73 ヶ月であったが、「いざなぎ景気」と呼ばれた。

2006 年 3 月からの金融引き締めにより、企業倒産件数が増え始め、また金融機関が不良債権化をきらって融資引き上げにはしり、その結果建設・不動産など内需関連企業の黒字倒産が頻発した。2005 年 7 月に、商法が会社法に代わり、企業の社会的責任や透明性が要求され、上場企業では株主重視が強く求められるようになった。

2007年8月ころより、サブプライム・ローン危機により、住宅専門会社間に破綻するものが現れ、世界的金融危機をむかえて景気は下降し、さらにリーマン・ショックがこれに追い討ちをかけた。そのために一部新興国を除き、世界経済は同時不況に陥り、今日にいたっている。

BRICs など新興諸国の台頭による経済競争の激化で、日本製品は種々の分野でシェアが急速に低下していった。さらにドバイ・ショックによって円高が起り、輸出企業の業績が悪化する危険にさらされた。欧・米・日など先進諸国は、自国通貨安によって輸出を伸ばすことを意図しているため、わが国に円高のしわ寄せが定着する傾向がみられ、2011年になって、米国債ショックやギリシャ政府債務問題に端を発するヨーロッパ経済不安などにより、円高ドル安、円高ユーロ安が定着しつつある。

最近 FTA や EPA など締結し、国を挙げて輸出促進に力を入れている韓国は、わが国の主要産業である自動車や電気製品などの輸出産業にとって強力なライバルとしての存在となっている。他方日本製の部材や製造装置類の韓国や中国への輸出が増大し、東アジア地域における国際的分業体制の確立が新たな局面を迎えつつある⁽¹⁾。

3. 商法における資本会計制度の展開

先に述べたように、資本制度や資本会計においては、商法、後の会社法の規定に依拠するところが大きい。商法における資本会計は、戦後ほぼ 60 余年の間にたびたびの

変更を経験している。そこで最初に、本稿で取扱う資本の概念について述べておかなければならない。

資本は、資産および負債とともに、貸借対照表の一構成要素をなす。したがって資本会計は資産会計および負債会計と並んで、企業の財政状態の適正表示を目的として展開される。資本は負債とともに、企業に対する持分を構成するものであり、自己資本、正味財産、純財産、純資産などと呼ばれる。資本の概念には、広狭 3 つのものがある。第一の意味の資本は、自己資本をさし、第二のそれは資本取引によって企業に生じたもので、株式資本金および資本剰余金の総計をいう。第三の意味の資本は、株式資本金、法定資本金またはたんに資本金とよばれるもので、もっとも狭義の概念である。本稿で取扱う資本は、第一の最広義の概念である。この資本概念は、資産および負債と並ぶもので、貸借対照表における資本の部または純資産の部を構成し、前述のように企業をめぐる社会的、経済的環境条件の変化発展に呼応して、その構成や構成要素が変化してゆくものである⁽²⁾。したがってこのような意味における資本会計の変遷をたどることは、「はじめに」において述べた企業文化の一端をなす要素の生成発展をたどる上で、重要な意味をもつと考えられるのである。

(1) 1950 年の商法改正

戦後最初の商法改正は、終戦 5 年後の 1950 年（昭和 25 年）に大幅に行われた。その内容は多岐にわたっており、その中で資本に関するものは、授權資本制度の採用、無額面株式の導入、資本準備金および利益

準備金に係るいくつかの取扱いに関する定めであった。以下これらの点について考察しよう。

1950 年の改正以前において、商法は株式会社設立にあたって、定款に記載された資本金総額についての株式総数の引受けおよび払込みが行われ、会社設立の登記がすんだ後に、初めて会社が成立するという総額引受主義をとっていた。つまり会社の設立にあたって、また増資を行うさいにも、全株式の引受けとともに株金の払い込みをするか、あるいは引受け後、短時日のうちに払込みをする必要があった。

商法は 1950 年にこの方式を改めて、授權資本制度をとることとなった。ここに授權資本とは、発行済資本と未発行資本との合計を意味しており、額面株式であると以下に述べる無額面株式であるとかかわらず、定款に記載された会社の発行する株式総数をさす。授權資本制度のもとにおいては、株式会社は取締役会の決議に従い、随時必要に応じて、定款に定められた株式総数にいたるまで、株式を発行して資金を調達することができる。この場合、定款を変更する必要はない。会社の設立に当たっては、そのさいに発行する株式総数が、会社が発行する株式総数の 4 分の 1 以上で、これに対する引受けがあれば、会社は成立しうることになっている。この授權資本制度の導入によって、資本に関する三原則、すなわち資本確定、資本維持・充実および資本不変の原則のうち、資本確定の原則は廃止されたと考えられている。

商法は株式会社における自己資本の調達を容易にするために、従来から認められている額面株式に加えて、無額面株式の発行

を認めたので、会社は額面株式、無額面株式、またはその両者を同時に発行することができることになった。これら 3 つの株式発行方式は、そのいずれかを原則とするというものではなく、3 つのうちいずれの方式をとってもよいことになっていた。そのために額面株式だけを発行する会社を別として、額面株式および無額面株式を発行する会社ならびに無額面株式だけを発行する会社の場合や、準備金の資本組入れにあたり新株を発行しない場合もあって、資本金額の算定にあたり株式との関連は切りはなされ、株式は必ずしも資本の構成単位であるということができなくなった。

額面株式は株券上に券面額の表示されている株式であり、無額面株式は券面額の記載されていない株式である。額面株式と無額面株式の区別は、資本調達上の便宜から定められた形式に関するものであって株式の種類ではない。したがって利益配当や議決権などについては、両株式は平等の権利をもっている。

額面株式については、原則として株金総額を資本の額とし、額面超過額は、資本準備金として積み立てられる。無額面株式については、発行済み株式の発行価額の総額を資本とすることを原則とし、発行価額の 4 分の 1 をこえない部分を資本としないことが認められ、これは払込剰余金とよばれて、資本準備金に含まれる。額面株式の場合、額面金額に相当する金額だけを資本とし、無額面株式については、4 分の 3 以上を資本としなければならないことは、両者の取扱い上バランスがとれないという問題を残した⁽³⁾。

準備金について、旧法では、利益配当を

行うたびに、資本の4分に1に達するまで、利益の20分の1以上を準備金として積立てることになっていた。そして1899年(明治32年)から、株式の額面以上の価額による発行が認められ、株式プレミアム(額面超過額)は、毎期の決算により算定された利益から積み立てられたものと併せて、資本の4分の1に達するまで準備金として積立てることになっていた。それまで、法定準備金は一括して表示されていたのを、1950年の改正により、これを資本準備金と利益準備金とに分けて表示することとなった。これは資本と利益を厳格に区別する会計学上一般に認められた原則を商法に導入したものである。そこで資本取引に起因する項目は資本準備金として表示し、他方損益取引によってえられた利益のうち企業内に留保されたものは、利益準備金として取扱われる。これらの措置は、資本の蓄積を促進し、資本の稼働によって得られた果実だけを分配の原資にするという当時の経済政策の基本方針に沿ったものである。

資本準備金としては、次の5項目が積み立てられることになった。すなわち額面株式に関する額面超過額である株式発行差金、無額面株式の発行価額のうち、資本に組入れない額である払込剰余金、財産評価益、減資差益および合併差益の5つである。これらの項目については積立限度額が設けられていないので、無制限に積み立てられることになる。これに対して利益準備金は、これまで一緒に積立てられていた株式プレミアムが資本準備金に移行することになったので、それだけで資本金の4分の1に達するまで積み立てなければならないところから、利益の積立て義務は改正前に比べて

いっそう厳しいものとなった。

法定準備金の使途に関して、取締役会決議による資本組入れが追加された。これは、利益準備金の積立ては資本の4分の1に達するまで、という限度があるのに対して、資本準備金の積立ては制限なく行われるところから、資本構成に不均衡の生ずるのを是正するためである。

欠損填補にさいしては、利益剰余金を最初に取り崩し、それでも欠損を填補しきれないときに、資本準備金を取崩すことが定められた。この措置は、再び積立てられる可能性の大きい利益準備金を先に取り崩すことで、資本準備金をなるべく温存させようとする意図による。その後2001年の改正にいたるまで、法定準備金の使途についての改正は行われなかった。

以上に考察した1950年の資本に関する法改正は、次に述べる当時の経済状況を背景としている。第一に、株式会社の資本調達を促進しなければならないことがあげられる。この点はこのときの商法改正の最大の理由であるといわれる。株式会社の株式の発行による資金調達にあたっては、授権資本制および無額面株式の発行制度をとるのが、もっとも敏速で確実な方法である。授権資本制にあつては、定款で定めた資本の枠の一部について、株式の引受けを確保すれば、会社の設立が可能になるため、資金調達が容易になる。また会社成立後の新株発行にさいして、株主総会の特別決議を必要とすることなく、取締役会の決議によって適時に新株を発行して資金を調達することができる。無額面株式の発行制度の下では、発行価額について制約がないため、新株の発行が容易となる。

改正法の第二の立法理由は、経済復興のために外資を獲得するにあたり、前述のように、アメリカからの導入に期する度合いが圧倒的に高かった。そのために、わが国の会社法がアメリカ法に近いものとして制定されているならば、アメリカの投資家による株式の引受けが容易に行われ、外資導入が円滑に進められることになる。

第三に、株式の民主化を促進することがあげられる。株式の民主化とは、戦前のように、株式の大部分が少数の資本家や財閥により保有される代わりに、一般大衆に分散保有されることである。1950年の商法改正が、株主の保護と地位の強化をはかったことは、このことと密接な関連をもっている⁽⁴⁾。

(2) その後の主な商法改正

1962年の改正に当たっては、利益準備金の積立に関して、利益が社外に流出する場合に限って行うことを明確にした。したがって株式配当を行っても、利益準備金の積立義務は生じない。だが当期利益が0であっても、前期繰越利益または任意積立金の取り崩しによって金銭による利益の配当を行えば、利益準備金が資本の4分に1に達するまでは、これを積立てなければならない。なお利益準備金の要積立額は、これまでの金銭による利益配当額の20分の1以上から、10分の1以上に変更された。その根拠は、改正前の毎決算期の利益が税引前利益を意味しており、利益準備金の積立基準を税引前利益の20分の1とみれば、利益のほぼ半分が法人税や地方税として徴収されて、利益準備金の要積立額は事実上現金配当額の10分の1ほどになると考えられ

たためである。

資本準備金については、財産評価益は、取得原価主義に基づく決算評価にさいしては生じないものであるところから、5つの項目から削除された。また合併差益のうち消滅会社の利益準備金および会社に留保した利益に相当する額を資本準備金とすることを認め、その場合には消滅会社の利益準備金相当額は存続会社又は新設会社の利益準備金としなければならないことになった。

1974年には、中間配当制度が設けられ、中間配当として金銭の分配を行うごとにその10分の1を利益準備金とし積立てることとなった。

1981年の改正においては、額面株式および無額面株式は、原則として、その発行価額の総額を資本に組み入れることとし、発行価額の2分の1を超えない額については、資本に組入れず、払込剰余金とすることができることになった。この措置は、前述のように、これまで額面株式と無額面株式とで資本への組入れ規定が相違していたが、額面の有無という形式的相違以外、両株式は実質的に何ら違いがないところから、その不均衡を是正する趣旨によるものである。

1990年の改正にさいして、「金銭による利益の配当額」が「利益の処分として支出する金額」に変更された。これにより利益準備金の積立基準が強化され、利益処分にあたり、役員賞与として支出される額が、利益準備金の要積立額の算定基準に加えられることになった。

この改正において初めて最低資本金制度が設けられた。それは、株主有限責任に対する債権者保護のための当然の要請であった。これには株式会社は一定規模以上の会

社に限定してしかるべきであるという考え方や有限責任に対する代償という思考も背景にあったといえよう。

さらに利益準備金の積立基準が変わり、これまでの「毎決算期に金銭による利益の配当額の10分の1以上を積立てる」が「毎決算期に利益の処分として支出する金額の10分の1以上を積立てる」となった。これは利益準備金のいっそうの充実をはかることにより、債権者保護に役立てることを意図している。

1994年に自己株式の取得規定が緩和された。会社は何らかの理由に基づいて発行済みの自己株式を再取得することがあり、再取得された株式が自己株式である。商法はこれまで、株式の消却など例外的な場合を除いて、自己株式の取得を禁止してきた。それは自社の株価を無理に維持したり、株価の騰貴を目的として、自社株を買占めたりするのを防止するためであった。ストック・オプション、合併・買収(M&A)など経営戦略の展開にあたって、これを活用するために自由な処理ができるよう、これまでの例外的取得事由が緩和されることとなったのである。だがそれに対応して所定の保有自己株式につき配当制限が設けられた。これは次の措置と裏腹の関係にある。自己株式は、これまで商法上、資産価値があるところから、資産として取扱われてきた。だが自己株式の取得は、資本の払戻し取引にあたるという考え方変わったため、資本の控除項目として扱われることになった。

1997年の改正では、吸収合併における存続会社は、合併にさいして行われる新株発行に代えて、自己株式を消滅会社の株主に交付できることとなった。これによって吸

収合併の場合、合併差益の算定にあたり、消滅会社から承継した財産の価額から、消滅会社の株主に交付された自己株式の簿価相当額を控除する規定が設けられた。これは存続会社の自己株式の引渡しという資産の減少を、存続会社の資本の増加、すなわち合併による新株発行と同様に扱うという趣旨による。新株の代わりに自己株式を消滅会社の株主に移転するならば、それに相当する存続会社の増加するはずの財産が減少し、消滅会社から承継する純資産額が減少することになる。そこで合併差益の算定にあたっては、消滅会社より承継した財産の価額から消滅会社の株主に交付された自己株式の簿価相当額を控除するのである。

1999年の商法改正にさいして、完全な親子会社関係の形成を円滑に行うことができるように、株式交換による完全親会社の創設および株式移転による完全親会社の設立の制度が設けられ、これに関連して、資本準備金の財源が確保された。株式交換剰余金と株式移転剰余金である。これらは株式交換および株式移転のさいの払込資本のうち、資本に組み入れなかった部分であって、払込剰余金の性格をもつ。

2000年の改正においては、新設分割および吸収分割という会社分割制度が設けられ、これに関連して、資本準備金の財源確保が行われた。新設分割準備金および吸収分割準備金である。これらは新設分割および吸収分割を行ったときに、払込資本のうち資本に組み入れなかった部分であって、払込剰余金の性格をもっている。

この商法改正によって会社分割法制が整備され、会社の組織再編成にあたって、分割や合併が自由に行われるようになった。

この法制は後述する 2005 年 7 月 26 日に制定された会社法にも引継がれている。またこれに関連して、企業組織の再編成にあたっては、資産の移転をめぐって種々の課税上の問題が生ずる。そのために、2001 年には税制改正が行われ、企業組織再編税制が確立した。

企業組織再編成の必要性は次の点にある。すなわち企業組織は企業活動を行う上で必要不可欠な戦力の源である。環境の変化に適応して企業が事業活動を展開するにあたっては、競争力を強め経営の効率化をはかり、事業の承継を容易にする必要がある。企業組織を機動的に改善し、企業の活力が十分に発揮しうるように調整することができなければならない。すなわち競争の激化など経営環境の著しい変化に適応し、競争優位の事業に経営資源を重点的に配分し、不採算事業を分離し、整理して構造改革を実施することにより競争力を向上させて収益力を高めるためには、企業組織の再編成が必須不可欠なのである。そのためには制度的にその実施を保証する仕組みを作り、それが円滑に機能しうることが要請される。商法・会社法が企業組織再編法制を整備し、税法がそれを受けて企業組織再編税制を確立したのはそのためである。

2001 年の商法改正にさいして、自己株式の取得および保有に係るいっそうの規制緩和が行われた。すなわち定時株主総会で所定の決議を行えば、配当可能限度額をベースとし取得総額の範囲内で、会社による自己株式の取得が認められた。取得した自己株式の保有については、原則として相当の時期に処分しなければならないことになっていた処分義務を廃止して、自己株式を処

分する手続を規定した。すなわち自己株式を貸借対照表の資本部に控除項目として表示することを前提に、配当可能限度額の算定にあたって、純資産からの控除項目のうち自己株式に関する項目を削除した。

この改正においては、株式の額に関する規制のみなおしが行われた。額面株式の制度が廃止され、これにともなって無額面株式との区別に関する規定が削除された。会社の設立にさいして発行する額面株式および無額面株式の発行価額は 5 万円を下ることができないという規定も、また額面株式の発行価額は券面額を下ることができないとする規定も、ともに削除された。またこれに関連して株式分割における純資産額などに関する制限が廃止された。

この改正では、さらに法定準備金に関する規制が緩和された。これまで利益準備金の積立限度額を資本の 4 分の 1 に達するまでとしていたのを、資本準備金とあわせて、資本の 4 分の 1 に達するまでとした。

また減資差益の資本準備金としての積立てを廃止した。加えて法定準備金の使用を資本の欠損填補または資本組入れに限って認め、また資本の欠損の填補について利益準備金を資本準備金に先んじて取崩して当てるとしていた旧規定に対して、改正法は法定準備金の取崩し順序に関する規定を廃止し、法定準備金の減少手続きを新しく設定した。これによると資本準備金と利益準備金の合計額から資本の 4 分の 1 に当たる額を控除した額を限度として、株主総会決議により、また債権者保護の手続きをへて、資本準備金または利益準備金を減少させることができることとなった。

以上に述べた 2001 年改正法の要点を総

括し、それがもたらす問題性を明らかにするならば、以下のとおりである。まず自己株式の有償取得を認め、これに関する規制を緩和したことは、株主への資本の払戻しを意味し、資本の維持・充実の原則に反するものである。資本の構成単位であった額面株式の廃止および株式発行価額の規制廃止は、払込資本額に係る資本金組入れ額の減少と資本準備金組入れ額の増大を結果する。これによって会社財産を確保して、有限責任会社の基盤を維持しようとする仕組みは、崩壊することになる。さらに法定準備金の積立額のみならず、法定準備金の減少手続きの創設および減資差益の資本準備金からの削除は、法定準備金の減少および配当可能限度額の増大を可能にする。また経済復興をめざして資本の蓄積をはかるために、資本と利益の区別の原則を適用し、資本剰余金と利益剰余金の区別を資本会計に厳格に課した戦後間もなくの商法改正の精神は、ここに霧散したといっても過言ではない。

このようにして2001年の商法改正は、株式会社の資本制度の根幹をなし、これを支えるための有機的なシステムを根底からくつがえす可能性をはらんだものである⁽⁵⁾。第2次大戦による経済的壊滅状態からの復興をはかるための社会経済的手段として、これまで営々として築き上げてきた株式会社制度を、資本の側面から弱体化させるおそれを秘めた商法改正の意図はいずこにあったのであろうか。

4. 会社法における資本会計制度

2005年7月に商法が改正され、会社法が成立した。改正の内容は、これまでの数次にわたる商法改正による会社法制の変革を受けついで規制の緩和がその特色をなす。その要点を次に示そう。

(1) 資本額の算定

会社法移行前の商法では、資本額は発行済株式の発行価額の総額となっていたが、会社法では設立または株式の発行にさいして、株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額と改正された。すなわち商法では、発行価額に基づいて資本額を算定していたが、会社法では、払込価額によって資本額を算定することになった。これは株式の募集のさいに基準となる発行価額が会社実際に払い込まれる額と一致するとは限らないので、キャッシュ・インフローに基づく後者を基準に算定するのが現実に即し、したがって合理的であるという考え方にしたがったものと思われる。

(2) 最低資本金制度の廃止

すでに述べたように、最低資本金制度は1990年の商法改正にさいして導入されたものである。その意図は、出資者に認められている有限責任制にともなうリスクをカバーすることによって、債権者の保護をはかる点にある。しかしながらこの立法が成立した後に諸状況が変化したために、10数年後に会社法の成立と同時に、この制度が廃止されることになった。それは景気が後退し続けるなかで、新たな事業を起こす

ことにより、経済を活性化させることが重要な課題となっているのに対して、最低資本金制度は起業をはばむものであるという意見が強くなってきたという事情に配慮した結果である。具体的には、インターネット・ビジネスのように少額の資金をもって起業ができる事業があるし、また企業集団を作り上げるために、分社化を容易にして効率的な企業経営を行おうとすると、障害になるという状況を反映した結果である。

(3) 債権者保護の視点

かつて商法は 290 条の規定を介して、債権者と株主との利害の調整をはかるという見方が象徴的であった。これと並んで資本制度は、株主に認められた有限責任制度を前提に、債権者に対する債務返済のための会社財産の確保を意図して、債権者保護の立場から設定されたものであると考えられている。このような資本制度を護るための原則として、既述のように資本 3 原則が存在した。すなわち資本確定(この原則は前述のように授權資本制度や無額面株式の導入により消滅した)、資本維持・充実および資本不変の 3 命題である。しかしながら会社法では、資本 3 原則は債権者保護との関係で機能しているという考え方はとらない。すなわち資本がもつ会社財産維持の働きを前提としなければ、債権者保護ははかることができないという考え方にかかわりをもつ資本 3 原則は、債権者保護との関係で、現実に役割を果たしうるとは考えないのである。なぜならば会社は一定額の資本に相当する財産をもち、これを充実し、維持しなければならないと規定しても、事業の失敗により損失を出し、会社財産が損なわれ

て規定の額を下まわったとしても、増資を義務づけるとか解散を命ぜられることはない。このように会社は資本として一定額以上を保有しなければならないと規定しても、現実にそれに相当する財産の保有を保証することができないからであるという⁽⁶⁾。

会社法は債権者保護に関しては、本法および会社計算規則に、剰余金の配当等の制限に係る分配可能額の規定を設けるとともに、会社は適切な財産を保有して、これを保全し、その状況を適時に開示報告することが債権者保護に役立つという考え方に変わったと解される⁽⁷⁾。これはまさに企業の債権者に対するアカウンタビリティーの観念を構想するものである。債権者保護という会社の責任は変わることはないが、そのあり方に発想の転換が認められるのである。これは前述の会社設立時の出資の下限額を規制する最低資本金制度の廃止などにも端的に現れているとみられる。

(4) 法定準備金の積立て規制

会社法成立前の商法では、準備金の積立額について「毎決算期に利益の処分として支出する金額の 10 分の 1 以上を積立てる」こととしていたが、会社法では「剰余金の配当により減少する剰余金の額に 10 分の 1 を乗じてえた金額」となり、その額を固定的に定めている。

積立てられる準備金の種類についてみると、商法における場合と異なり、会社法では資本準備金または利益準備金という、その違いに係わりなく、一括して準備金とよんでいる。このように資本準備金と利益準備金とを区別することなく、まとめて規定するようになったのは、2001 年の商法改正

によって、法定準備金の取り崩し順位に関する定めが廃止され、また利益準備金の積立基準も資本準備金と一緒にして規定されることになったところから、利益準備金は、独自に積立てるべき場合を除いて、資本準備金と同じ取扱いをするようになっているためである。

さらに準備金の減少額の上限についての規制がなくなったことも、特徴的である。商法においては、準備金の減少に当たって、資本の4分の1に相当する金額は残しておかなければならなかったが、会社法では、このような上限についての規制は存在しない。

(5) 剰余金および分配可能額

剰余金の払戻しや自己株式の取得は、会社財産の株主への移行が行われたことを意味するもので、利益の配当と共通する性格をもっている。そこで会社法は、これらを一括して剰余金の分配として取扱っている。このようにして剰余金なる概念を、またこれと並んで分配可能額の設定した。前者は、いうまでもなく、利益よりも広義の概念である。

剰余金の額は、次のようにして求められる。最終事業年度の末日における資産の額と自己株式の帳簿価額の合計額から、負債の額、資本金と準備金の合計額および法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を減じた額をまず算定する。この額に、自己株式の処分対価とその簿価との差額、資本金を減少した場合の減少額および準備金を減少した場合の減少額を加える。そしてその合計額から自己株式を消却したあとの簿価とか、剰余金を配当した場合の配当

財産の簿価総額などを控除した結果が剰余金の額となる。

分配可能額は、上記剰余金の額に臨時計算書類に関連して法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額と自己株式を処分したときの対価を加えたものを求め、これより自己株式の簿価、自己株式を処分したときの対価などを減ずることにより算定される。会社法では、分配可能額算定のプロセスとして、最初に分配の前提となる配当の効力発生日における剰余金について規定し、それをふまえて配当の効力発生日における分配可能額の計算式を示すという方式をとっている。分配可能額の算定期間は、商法では決算日基準により決算時点であった。会社法では、剰余金の配当等がいつでもできることになったところから、効力発生日基準に変更された。配当の効力発生日は、分配可能額の算定上、配当の決議が行われた日である。

(6) 剰余金の配当等

剰余金の配当等とは、剰余金を財源とする会社財産の株主に対する払い戻しおよび自己株式の有償取得を意味している。剰余金の配当は、より詳細には、利益の配当、中間配当、資本金および準備金の減少による払い戻しをさす。剰余金の配当等が可能な額が前述の分配可能額である。会社法における配当の主な特色は次のとおりである。

商法では利益配当と称していたのが、会社法では剰余金の配当等となり、自己株式の有償取得を含むように、その範囲が拡大された。商法では年次および中間の年2回の配当だけが認められていたが、会社法における剰余金の配当は決算の確定と切り離

されて、いつでも、また何回でもできるようになった。商法では、配当財産は金銭配当等と称し、かならずしも明らかではなかったのが、会社法では金銭配当および現物配当と明確化された。

これまで年次配当は定時株主総会で決定されていたが、会社法では、配当の決定は定時または臨時株主総会でされる。分配可能額は期末純資産を基礎に定められていたが、会社法では同様に期末純資産を基礎としながらも、その後の剰余金の増減を加味するようになった。さらに臨時決算制度がとられ、その期間の損益を分配可能額に加えることができるようになった。商法における中間配当の制度は、会社法でも取締役会設置会社において実施される。商法では最低資本金制度などにより分配制限が課されていたが、会社法では純資産額が 300 万円を下回る場合には、剰余金の配当ができないこととなった⁽⁸⁾

(7) 資本の部から純資産の部へ

会社法成立前の商法では、貸借対照表資本の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式払込金または自己株式申込証拠金および自己株式から構成されていた。会社法では、これまでの資本の部は純資産の部に変わり、その構成は株主資本、評価・換算差額等、新株予約権および少数株主持分（連結財務諸表の場合）となっている。株主資本は、資本金、資本剰余金および利益剰余金に分類される。評価・換算差額等は、その他の包括利益累計額の性格をもち、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定等か

ら構成される。会社法は従来の資本の部の記載項目のなかから株主資本に関するものだけを集めて株主持分とし、商法の資本の部のうち、その他の関連項目を加えて純資産の部とした。とくに包括利益の考え方が導入され、その他包括利益累計額が計上されるようになったことは国際財務報告基準（IFRS）の影響を受けたものと思われる。

(8) その他の特色

株式会社は株主総会の決議等をへれば、資本金、準備金および剰余金の間の計数を変動することができることとなった。すなわち株主総会の決議により、資本金の額を減少することができ、減少する資本金の額の全部または一部を準備金とすることができる。また株主総会の決議により、準備金の額を減少することができ、減少する準備金の額の全部または一部を資本とすることができる。さらに株主総会の決議によって、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することができる。加えて株主総会の決議により、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。

会社法では、役員賞与は役員報酬と並んで会社役員の職務執行の対価と認められ、会社から受け取る財産上のベネフィットと位置づけられた。そして会計基準に準拠して役員報酬と同様に、役員賞与も費用として処理されることになった。

5. おわりに

以上本稿では、わが国の企業会計制度はわが国の企業文化の一側面を表すという考

え方のもとに、戦後 60 余年にわたる資本会計制度の推移を、同じ時期における経済社会の主要な流れにかかわらせて考察した。第 2 次大戦によって荒廃したわが国の再生をはかるためには、経済をまず建て直さなければならない。経済の建て直しは、戦争によって同じく疲弊し、活力を失った日本企業の回復にまつところ著しく大である。企業が活力を取り戻し、その働きにより経済を健全化して日本国を再生させるという目的のためには、それに必要不可欠な資金を海外から調達しなければならない。企業による資金の、とくに当時経済力の豊かなアメリカからの調達のためには、それまでドイツの商法制度を範として形成されてきた資本制度および資本会計制度を、アメリカ的なものに改めていく必要がある。それには、資金調達の基礎となる商法における資本制度およびこれと一体の関係にある資本会計制度をこのような趣旨に沿って合理化し、目的適格的にすることから着手しなければならない。戦後間もなく行われた商法改正はこのような構想のもとに、展開されたものであった。

授權資本制度、無額面株式等の導入などは、資金調達を容易にするための仕組みであった。資本剰余金と利益剰余金の概念が持ち込まれたことは、資本と利益の区別を厳格にして、積極的に資金の蓄積をはかり、株に対する配当などは企業の経営活動から稼ぎ出された利益を原資として行う。まちがっても資本が分配にまわされることのないようにという願いが込められていたとみることができる。このような動きに沿って、資本準備金および利益準備金の積立てがきびしく規制された。資本準備金は制限なく

積立てられ、利益準備金の積立ても資本金の 4 分の 1 に達するまで行なわれるというような状況にあった。また欠損填補にさいしての取崩し順序も厳然たるものであった。

商法上、かねてから債権者保護がきびしく要請されていたことは、株主からの資本の調達と並んで、金融機関などからの融資による資金獲得が重要性をもっていたことの反映であった。商法上、債権者保護の仕組みを厚くすることにより、制度的に企業の信用度を高め、資金調達をできうる限り容易にする。一方株式所有の分散、すなわち民主化にともなって株主の立場を擁護し、その利益を守る必要性が高まると同時に、他方債権者保護にも力を注がなければならない。債権者の利益と株主の利益とは、往々にして相反することが少なくない。そこで両者の利害関係の調整の役割を長い間にわたって果たしてきたのが、象徴的な商法第 290 条の規定であった。

上に述べた状況は最低資本金制度の導入を規定した 1990 年の商法改正のあたりまで続いた。1950 年に実施された終戦後初の商法改正の趣旨に沿って法整備が進められ、強化されたのは、この頃までであったとみられる。これよりあとの商法改正と会社法の成立は、最低資本金制度の廃止などにみられるように、それ以前の資本会計制度の性格を根底からくつがえすものとなった。

このような改変は 1994 年の改正で、自己株式の取得規定が緩和されたことや経済活動のグローバル化を背景として、企業をめぐる環境の変化に対応した企業組織の柔軟な再編成が可能になるような制度的仕組みの形成のために、1994 年以降組織再編法制を確立していったことなどを契機としてい

る。くわえて資本金、準備金、剰余金などに関する従来の規制を緩和して、それらの計数の増減とそれらの間の移動を容易にしたこと、また従来年 2 回に限られていた配当の回数制限を撤廃したことなどに認められる。

債権者と株主との利害関係の調整の視点からすると、資本会計制度の面では株主の利益が、債権者保護の観点に比べて、より強く前面に押し出されたといっても過言ではないであろう。とりわけ資本制度について、既述のように、債権者保護を意図して 1950 年の改正以来徐々に強化されてきた諸規定が、ある時期から次第に緩和され、配当回数の制限の撤廃に象徴されるように、株主に有利な仕組みに変えられていった。その背景をなすものは何であったろうか。それは、投資ファンド、機関投資家など、内外の強力な株主をおもんばかってなされた法制度の大転換であったと推測される。本稿では取り扱わなかったが、すでに他の

機会に取り扱ったように、資産評価にさいして時価評価や公正価値評価を導入したことが上の趣旨に整合するのである。これまでの取得原価評価がみなおされ、時価評価等による評価益が当期利益に算入され、処分可能利益として配当財源に使われることは、いうまでもなく株主にとって有利である。それまで有力であった金融機関からの融資が、エクイティ・ファイナンスに移っていった事実を思い起こすならば、それらの事柄の間の関連は容易に理解されることであろう。

資本制度やこれにかかわる会計制度のあり方は、企業をめぐるグローバル化した社会的経済的環境によって規定されるという命題はつねに真実である。現行の資本会計制度は、きびしい評価にさらされながらも、これと密接な関係をもつ今日の企業を取りまく環境条件と一体となって、日本の企業文化の形成に関与しているのである。

(参考文献および注記)

- (1) 橋本寿朗, 『戦後の日本経済』, 岩波新書, 1999. 4.
日本語版ウィキペディア, 「日本の経済史」, <<http://ja.wikipedia.org/wiki/日本の経済史>>, 2010. 10. 16>.
若杉明, 「日本経済の再生」, 『経営管理研究』, 日本経営管理学会, 2011, No. 1, pp. 3-4.
- (2) 若杉明, 『精説財務諸表論』, 中央会計社, 1996. 9, p. 191 以下参照.
- (3) 赤塚尚之, 「わが国における法定準備金

制度の変遷と‘払込資本と留保利益の区別’の意義」, 『早稲田商学』, No. 404, 2005. 6, p. 95 以下参照.

弥永真生, 『商法計算規定と企業会計』, 中央経済社, 2000. 3, p. 31 以下参照.

- (4) 田中誠二, 『商法』, 五全訂版, 千倉書房, 1965, pp. 104-106.

- (5) 安藤英義, 「商法・会社法会計の展開」, 『企業会計と法制度』, 齊藤静樹他編集, 中央経済社, 2011. 4, p. 35 以下および p. 43 以下参照.

- (6) 山田康裕, 「会社法成立による資本会計への影響」, 『彦根論叢』, No. 361, 2006. 7,

- p. 148 以下参照.
- (7) 山田 前掲論文 p. 149.
- (8) 岩崎勇,『新会社法会計の考え方と処理法』, 税務経理協会, 2006, pp. 88-122.
宮島司,『新会社法エッセンス』, 弘文堂, 2005, p. 314.